

川島町議会災害対応方針

1 趣旨

川島町(以下「町」という。)において大規模な地震等の災害が発生した場合に、町議会及び議会議員が迅速かつ適切な対応を図るため、具体的な対応方針を定める。

2 大規模災害の定義

大規模災害とは、町が地域防災計画に基づく災害対策本部を設置する基準に該当する災害をいう。

(1) 地震の場合の基準

- ① 本町の震度が震度 5 強以上の地震が発生した場合
- ② 相当規模の地震災害が発生した場合
- ③ 東海地震等の地震警戒宣言が発令された旨の通報を受けた場合
- ④ その他町長が必要と認めた場合

(2) 風水害の場合の基準

- ① 複数箇所被害が発生した場合
- ② 大規模な災害や広範囲にわたる被害が発生した時、又は予想される場合
- ③ 堤防の破堤の恐れのある場合
- ④ 災害救助法の適用を必要とする災害が発生、又は発生が予想される場合
- ⑤ その他町長が必要と認めた場合

3 議会の役割

議会は、地震等が発生した場合には、川島町災害対策本部(以下「町本部」という。)と連携し、災害情報の収集に努めるとともに町の災害対応業務が円滑に遂行できるよう側面から支えるものとする。そのため、議会は、川島町災害対策会議設置要綱(以下「要綱」という。)に基づき、川島町議会災害対策会議(以下「議会災害対策会議」という。)を設置し、要綱第 4 条の各

項目の役割を担うものとする。

4 議員の役割

議員は、町民の代表として町民の付託に的確に応える議会の一員であるとともに、一町民としての立場にもある。更に、大規模な地震等の災害が発生した直後においては、地域の一員として活動を果たす役割が強く求められる。災害時においてこのような役割を担うため、議員は以下のとおり行動する。

- (1) 議会災害対策会議からの参集指示があるまでは、各々の地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、町民の安全確保と応急対応に努めるなど、地域における活動に従事する。
- (2) 地域活動などを通して、町が集めることが出来ない地域の災害情報などを収集し、議会災害対策会議に報告する。
- (3) 議会災害対策会議から伝達された情報は、必要に応じて町民に伝達する。
- (4) 議会災害対策会議からの情報提供や参集指示に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保する。
- (5) 災害時に適切な行動がとれるよう、日頃より災害対応に関する知識の修得や災害に備えた準備及び訓練に努める。

5 議長の対応

- (1) 登庁し、議会事務局に連絡体制の確立を指示する。
- (2) 議会災害対策会議設置の有無を協議する。(協議者は、副議長、各常任委員会委員長)
- (3) 議会災害対策会議を総括するものであり、各議員からの情報を取りまとめ、町本部へ伝達するとともに必要な情報を各議員に提供する。
- (4) 議長、副議長が職務不能の場合、総務経済建設、文教厚生各常任委員会の順序で委員長がその任に当たるものとする。

6 発生時期に応じた基準

- (1) 会議(本会議・委員会)中に災害が発生した場合

- ① 議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会事務局職員に対し、傍聴人等の避難誘導その他の安全確保のための指示をする。
- ② 議員は、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機する。

(2) 会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）

- ① 議員は、速やかに自身と家族の安否を確認した上で被災者の安全を確保する。
- ② 議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる体制を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

7 事務局の役割

議会災害対策会議が設置された場合は、町議会事務局は以下の事務を担う。

- (1) 議員の安否確認を行い、町本部及び議員へ情報を伝達する。
- (2) 町本部において収集した情報を、必要に応じて議会災害対策会議に提供する。